

# 調査報告書（概要版）

2025（令和7）年2月20日

東京学芸大学附属大泉小学校いじめ問題調査委員会

## 目 次

第1章 調査の概要	・・・	1 頁
第2章 調査の結果	・・・	3 頁
第1節 本件いじめに関する認定事実	・・・	3 頁
第2節 対象児童の欠席・転校後の対応に関する認定事実	・・・	12 頁
第3節 学校・学校設置者の対応の検証	・・・	13 頁
第3章 委員会からの提言	・・・	21 頁
第1節 学校に対する提言（再発防止に向けた対策）	・・・	21 頁
第2節 学校設置者に対する提言（再発防止に向けた対策）	・・・	32 頁
別紙1 調査委員会の委員及び協力者		
別紙2 本校いじめ防止基本方針から想定される事案対応のフローの問題点		

## 第1章 調査の概要

### 1 事案の概要

本件いじめ調査の対象は、東京学芸大学附属大泉小学校（以下「本校」という。）において、2022（令和4）年5、6月頃から5年生の一人の男子児童（以下「対象児童」という。）に対して発生し、6年生に進級後の翌2023年4月にいじめを原因として対象児童が欠席するに至るまでの間に継続した学級内における児童間のおいじめ行為（以下「本件いじめ」という。）である。

本件いじめの特徴は、①5年生1学期から6年生1学期まで約1年の長期間、通常の学校生活を送っていた対象児童と最初にいじめに関与した一人の児童（以下「関係児童」という。）の同一児童の間でいじめが継続していたこと（いじめの継続）、②いじめに加担して関係児童をけしかけたり、自らいじめを行ったりした他の児童が学級内に相当数存在したこと（いじめの多重的な拡大）、③いじめが継続・拡大したことによって学級内にいじめの構造が確立してしまったこと（いじめの構造化・固定化）にある。その結果、学級内の男子児童の3分の1以上、女子児童の半数以上が、いじめに何らかの関与をしていたものと推認される。

本校は、本件いじめの特徴、特に上記②や③の学級内のおいじめの多重的な拡大やいじめの構造化・固定化につき認識しておらず、一人の関係児童によるいじめが断続的に発生したがいじめは解消したという誤った状況判断をしていた。本件は、本校の誤った認識や状況判断に基づく組織的対応の欠如と管理職を含む教職員による不適切な対応がいじめの重大事態の発生に至る原因となった事案である。さらに、東京学芸大学（以下「学校設置者」ともいう。）及び本校における、いじめ防止等の日常的な体制及び取組の不備が、重大事態の発生に強く結びついた事案でもある。

### 2 いじめの重大事態調査の位置付け

東京学芸大学は、本件いじめにつき、2023年5月29日、いじめ防止対策推進法（以下「いじめ防止法」という。）28条に基づくいじめの重大事態と認定し、同月31日、同条1項1号かつ2号に該当するいじめ重大事態として文部科学省に報告した。ただし、当初本校では、いじめ防止法及び同法11条1項に基づく2013年10月11日文科初第814号「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国いじめ防止方針」という。）に関する管理職の理解不足から重大事態には当たらないという誤った解釈が行われ、また東京学芸大学も、2023年4月28日の本校管理職からの連絡により本件いじめを認知したものの、本校との連携等が不十分で重大事態の判断が時機に遅れたものとなった。

この点に関し、①上記2023年4月の時点で、本件いじめによって対象児童の心身に重大な被害が生じた疑いがある状況、及び②本校が対象児童の欠席をいじめが原因と認識した時点で、本件いじめによって対象児童が相当の期間学校を欠席することを余

儀なくされている疑いがある状況が認められることから、本件いじめは、いじめ防止法28条1項1号及び2号に該当する重大事態に該当する事案と判断できる。

### 3 調査の目的と委員会の構成

東京学芸大学は、2023年5月29日、当委員会について、中立・公平性ある第三者委員会（調査組織）として設置を決定した。当委員会における調査は、いじめの重大事態が発生した本件いじめについて、事実関係の把握と認定並びに本校の教職員及び東京学芸大学の関係職員の指導・対応について検証し、東京学芸大学及び本校が有効な再発防止策を講じることを目標として、再発防止のための提言を行うことを目的とするものである。当委員会は、所掌事項の業務を行い会議の議決権を持つ6人の委員（第9回委員会からは5人）、及び委員会の運営や事案の調査・分析を補助して会議で意見表明等を行う4人の協力者で構成した（委員及び協力者は別紙1のとおり）。

### 4 調査開始時点の委員会の対応方針と基本姿勢

本件いじめ調査には、当委員会による調査開始時点において、①対象児童が本件いじめを原因として転校していたこと、②学校設置者による重大事態認定の時点で本校及び学校設置者は関係児童が関与した限度で本件いじめを認知していたこと、③重大事態認定後に本校による学級内の全児童に対する面接調査（以下「本校先行調査」という。）が行われていたこと、④本校先行調査によって、関係児童以外の児童の本件いじめへの関与が疑われる状況になっていたこと、⑤対象児童の保護者が本校の不適切な対応等に強い不信感を抱き、第三者委員会の調査に関する要望事項を伝えていたこと等の状況があった。この状況に対応するため、当委員会では、速やかに対象児童の保護者から要望事項や対象児童の現況等の聴取を行い、その要望等を考慮した上で調査の方法・内容等を決定することとした。また、本校先行調査の内容について、他の証拠資料との整合性や聴取内容の信頼性を確認しながら、早期に分析・検討して、当委員会が行う独自調査として必要な内容を判断する方針とした。

当委員会は、対象児童の人格の尊厳を守り、対象児童・保護者をはじめとする関係者の二次的な被害の防止に配慮しながら、再発防止策の提言等を行う調査の目的に従い、中立かつ公平な第三者の立場で調査・分析・考察等を行った。調査・分析・考察等の過程では、委員・協力者の専門的な知見や経験を活用しながら、綿密な審議を繰り返し行い、委員会としての方針と結論を決定した。対象児童の保護者に対し、委員会発足後速やかに要望事項の聴取等を行うほか、その後も追加の要望事項の聴取や面接調査を実施し、その要望を調査・分析・考察等の過程にできるだけ反映するように配慮した。関係児童の保護者に対しても、児童の卒業・進学等の時期に配慮した上で、調査目的等の説明、意見の聴取や面接調査を行い、児童の状況や保護者の意向を確認するよう努めた。そして、本件いじめにより心の傷を負った対象児童の気持ちにできる限り寄り添い、本

人がどのような心境で過ごしていたのかを具体的に推察して、本校及び学校設置者の対応の問題点の検証と今後の再発防止策の提言等に資するものとするを心掛けた。

## 5 調査の期間と内容

当委員会は、調査報告書完成までの間、2024年1月9日の第1回会議から2025年2月19日まで計21回の委員会を開催し、約13か月を要した。

当委員会は、東京学芸大学、本校及び対象児童の保護者等から関係資料の提出を受けて分析・検討した。このうち対象児童が在籍した学級の児童が作成した「学校生活アンケート」は、全ての提出を求めた。本校先行調査は、面接時の録音が残っていたものは、その内容も含めて分析・検討の対象とした。また、本校の教職員、東京学芸大学の関係者及び対象児童や関係児童の保護者等の関係者に対する面接調査（Web会議システムを活用した調査も含む。）を独自に実施した。

対象児童の面接調査に関しては、保護者から本人の心身の状態に鑑みて面接等の直接の調査は避けて欲しいとの要望があった。関係児童ほかの児童の面接調査に関しては、当委員会の第1回会議時点（2024年1月）で、6年生として3月の卒業が間近に迫っていた。そこで、当委員会は、収集済みの各資料の検討・分析と本校の教職員の面接調査を速やかに進めて本件いじめに関する事実関係についての分析・検討を行い、児童の面接調査の可否を検討した。その結果、①収集・分析済みの各資料や実施済みの面接調査結果によって、本件いじめの主な事実関係や学級内におけるいじめの構造が概ね認定できると判断したこと、②本件いじめを受けた際の対象児童の心情は、本人が作成した「学校生活アンケート」、保護者等への面接調査及び本件いじめの外形的・客観的な態様や特徴等から一定の推認が可能なこと、③対象児童の心身の状態に鑑みれば面接聴取は差し控える配慮が必要なこと、④本校先行調査を実施済みの児童に対し再面接を行うことは学年末の時期や精神的負担等を考えると相当でないこと（児童に再度の面接調査を実施しても、本件いじめ発生時から相当期間が経過しているため、聴取内容が混乱する可能性があり信頼性に留意が必要であることも考慮した。）等の理由から、児童に対する面接調査は行わない方針を決定した。

## 第2章 調査の結果

### 第1節 本件いじめに関する認定事実

当委員会は、本件いじめ調査の結果によって、いじめ防止法2条1項の定義に基づいた事実認定を行った。本校先行調査の結果等によれば、当委員会が認定した以外にも、対象児童へのいじめが疑われる可能性のある事実の存在がうかがわれた。しかし、児童間の聴取内容の整合性や児童の聴取又は資料による裏付けがない等の理由で事実関係を特定できなかったため、いじめ行為として認定しなかった。当委員会は、以下認定したいじめ行為により、本件いじめの状況や特徴を十分に確認することができると判断した。

## 1 本件いじめの概要

(1) 対象児童が転入した後の、5年生1学期の2022年5、6月頃から、特定の男子児童（関係児童）が、何らの落ち度もない対象児童に対し他の児童の前で露骨に避ける行動を取るようになった。

(2) その後も、関係児童は、対象児童に対し、悪口<sup>1</sup>を言って同児童を避けるなどの言動を繰り返していた。その影響で、1学期の途中から、他の複数の男子児童による対象児童に対する悪口を言って避ける行動や教室内で対象児童の机から自分の机を離す行動が発生していた。7月には、音楽室で関係児童が対象児童の椅子をわざと後ろに引き、座ろうとした対象児童が転倒するという出来事もあった。

1学期中には、女子児童の中の複数の児童が、男子児童とともに、学校内で同様の陰口を言い合うようになった。

(3) 2学期になっても、10月下旬に実施された学校生活アンケートに対象児童が「一応仲直りしたのですが、まだ〇くんが少しいやがらせしています。」と書いていたように、関係児童が対象児童を避けて悪口を発したりする言動は続いていた。12月下旬の学校生活アンケートにも対象児童が「〇君にまだ暴言を言われます。〇君に『□□□』と言われたことがつらかったです。」と書いたように、いじめは学期末まで継続した。

10月の運動会で対象児童を責めたり、サッカーの授業中に対象児童が近づくと露骨に避ける関係児童の行動を見て笑ったりする男子児童がいた。また、10、11月頃、対象児童の家庭科のプリントをわざと関係児童に渡し、関係児童が嫌がる様子を楽しんで見ていた男子児童もいた。関係児童が嫌がってそのプリントを丸めて廊下の窓から外へ投げたので、対象児童は新しいプリントをもらうために家庭科室に行かざるをえなくなった。

女子児童の中では、1学期からの陰口が続いていた。女子児童による対象児童に関する悪口は、遅くとも2学期頃からSNS（グループLINE）でもやりとりがされるようになった。なお、このSNSに参加していたのは、学級内の一部の児童であり、全員ではない。

この時期には、学級内の10人前後の児童の間で、対象児童の丁寧な言葉遣いを揶揄して遊びの対象にする「敬語ゲーム」も行われていた。

このように、学級内には、いじめが多重的に拡大していた。

(4) 3学期に入っても、関係児童ほかの男子児童による対象児童の悪口を言い露骨に避ける言動や関係児童が対象児童を嫌がる様子を楽しんでけしかける行為、女子児

---

<sup>1</sup> 対象児童の心情に配慮して本書には悪口に該当する具体的な発言の内容（言葉）は記載しないが、いずれも言葉を受けた児童一般が苦痛を感じるような心理的な影響を与える不快な言葉であり、「いじめ」（いじめ防止法2条1項）に該当する内容である。

童を中心とする陰口やSNSによる悪口が続いていた。対象児童は、2月下旬の「学校生活アンケート」にも、こまっていることやいやなこと、つらいこととして「〇君に悪口を言われること」と書いて、関係児童によるいじめが続いている様子を記載している。

- (5) 6年生に進学しても、対象児童に対するいじめの状況は続いていた。4月18日の全国学力調査の際には、関係児童が対象児童を露骨に避けるような行動をした。また20日の内科検診では、養護教諭から間隔を詰めて座るように指示されていたにもかかわらず、対象児童と関係児童が詰めずに不自然に間を空けて座っていた状況もあった。
- (6) 対象児童は、翌週の4月24日月曜日から学校を欠席した。

## 2 本校の対応

- (1) 担任は、2022年6月頃、関係児童につき、対象児童に対する行動が変だと感じたので、休み時間に関係児童に確認を行った。関係児童によれば、給食時に対象児童の何気ない仕草を見たことが気になって、それから避けたりしていたとのことだった。担任は、それは気にする必要がないものであることを説明し、露骨に人前で他の児童を避ける行動をとったりしないように指導して、何か気になることがあれば相談するように伝えた。一方、担任は、対象児童に対しても事実確認を行った。対象児童は、自分を避ける関係児童の行動につき気がついていない様子だったので、関係児童の行動は気にする必要がないという話をした。

担任は、6月頃の指導の後、関係児童につきこれまでの言動を考慮して継続的な個別指導を検討する必要があったにもかかわらず、対象児童を避けたりする行動が目の前では起こらなかったもので指導の効果が出ていると感じていた。しかし、7月の音楽室での出来事が発生し、クラスの児童から報告を受けた担任は、関係児童に事実関係を確認した。関係児童によるとふざけて椅子を引いたとのことだったので、担任は関係児童に対し、お尻の骨に悪影響が出たりする危ないことなので、絶対やってはいけないと厳しい口調で指導した。一方、担任が、対象児童に事実確認を行ったところ、対象児童からは関係児童による避ける行動等が継続している事実が伝えられた。

5年生1学期終了の時点で、担任は、関係児童以外の児童による対象児童に対するいじめを認知していなかった。また、担任は、この状況をいじめとは理解しておらず、校長や副校長に対する報告をせず、いじめ事案報告書も作成していなかった。そのため担任を除く教職員間では、対象児童に対するいじめに関する情報は共有されず、本件いじめに対し学校による組織的な取組は行われていない。

担任は、対象児童や関係児童の保護者に対し、音楽室の件などの出来事が発生した時点での連絡を行わなかった。担任は、保護者に報告しなかった理由として、自

分で処理できると考えていた、保護者に一つひとつ報告して不安を与えたくなかったし、対象児童にけがもなかったからと述べている。他方で、対象児童の保護者は、担任に対し、7月18日の臨海学校につき脚が痛いとの理由で対象児童が欠席した背景にある心配事として、1学期の本人の様子や学校での出来事（①帽子の所在が不明になり他の児童のロッカーから見つかったこと、②菊の苗が鉢からなくなったこと、③身体的な特徴について他の児童から指摘されたこと、④自己肯定感が低下している様子であること）や学校行事に対する懸念（⑤臨海学校での男子のふんどし着用の扱いが子どもの権利などの観点から疑問であること<sup>2)</sup>）の5点を記載した7月19日付けの手紙（以下「本件手紙」という。）を送った。このうち①ないし④は、対象児童に対するいじめが疑われる可能性がある事実であった。これに対し、担任は、保護者に電話し、対象児童が関係児童から椅子を引かれるなどの嫌がらせを受けたことを初めて伝えた。保護者が本件手紙で伝えた出来事については、いじめが疑われる内容を含んでいたにもかかわらず、本校による具体的な事実確認が行われず、管理職には本校の伝統行事であるふんどし着用による遠泳との関連だけが記憶され、「ふんどしによる臨海学校欠席の件」と矮小化されて認識された。

- (2) 10月のアンケート結果については、担任限りで、学年主任や校長・副校長が直接内容を確認することはなかった。担任は、アンケートを踏まえて関係児童に聴取をして止めるように指導をしたが、関係児童に対する指導には一時的にいじめを止める効果があるという認識から指導方法を変えなかった。一方、対象児童に対しても事実確認を行ったが、関係児童から避けられる状態が続いているという応答だった。担任は、対象児童や関係児童の保護者に対し、10月アンケートに記載されたいじめに関する事実や担任の対応につき、その時点で連絡をすることはなかった。家庭科のプリントの件でも、担任は、関係児童に対して指導した。しかし、担任は、関係児童にわざとプリントを渡した他の児童の関与に気付かなかったため、他の児童に対する個別指導はしていない。担任は、当日の帰りの会で、学級全体に対し人のものを外に投げることは言語道断であるという趣旨の講話をした。プリントの件も、発生当時、対象児童や関係児童の保護者には伝えられていなかった。
- (3) 12月13日に開かれた5年生の学年・学級経営懇談会（出席者：副校長、主幹、5年生担任教員4人、以下「学年経営懇」という。）において、担任が、児童に対する指導の議題の中で対象児童に対する関係児童のいじめの事実を初めて報告した。

---

<sup>2)</sup> この点では、例えば、文部科学省が推進する「生命の安全教育」の小学校高学年向けの指導の手引きにおいて、水着で隠れる部分を「プライベートゾーン」、「プライベートパーツ」とした上で、児童に対し自分と他の人の大切なところ（「水着で隠れる部分」等）を守るルールを理解できるようにするとの指導目標を掲げていることなどに照らせば、保護者からの「ふんどし」に関する指摘自体も理由のある内容であった。

7月の音楽室での出来事も含めて対象児童への関係児童の嫌がらせが1学期から継続していること、担任は気になる行動を見つける度に関係児童を厳しく指導しているが、10月半ば以降に教育実習が終わった後から11月にかけて対象児童を避けたりする行動が再び見られていることが報告された。ただし、対象児童が10月のアンケートにいじめ被害を書いていた事実自体は共有されておらず、その場でアンケート内容の確認はされていない。この時点でも担任は本件がいじめであることの認識が希薄であったが、報告を受けた副校長、主幹や学年主任は、関係児童の対象児童に対するいじめという認識を持った。

学年経営懇での検討の結果として、学年で様子を見るようにとの副校長の指示があり、学年主任などの出席者もその方針を確認した。しかし、その後詳しい事実関係の聴取や把握は行われず、対象児童への具体的支援や関係児童に対する新たな方法による指導等の組織的な取組が具体的に検討されることはなく、児童対応や保護者への連絡は引き続き担任に任された。

この時点で、本件いじめにつき、正式ないじめ対策委員会は開催されず、いじめ事案報告書の作成もなく、全教職員間での情報共有は行われないうなど、本校のいじめ防止基本方針(以下「本校基本方針」という。)に従った対応は実行されなかった。なお、学年経営懇に欠席した校長には副校長から会議資料が事後回覧されたが、校長はその資料から本件いじめの存在を認識することはなかった。

副校長は、1学期から継続しているいじめ事案を認知したにもかかわらず、附属学校運営部に対し、本件いじめの具体的な事実関係の報告をしなかった。

- (4) 12月のアンケート結果について、担任は、対象児童に事実関係を確認し、関係児童に対する事実確認を行って従前と同じ口頭での指導をした。

担任は、対象児童の保護者に対し、12月の終業式後の15分程度の保護者面談でこの間の関係児童によるいじめの件を初めて具体的に報告した。その際、担任は、関係児童によるいじめの状況がこれまでの対応で少し収まっていると感じていたから、保護者に対し、状況がよくなっているから大丈夫という趣旨の話をし、学校と保護者との具体的な連携について提案することはなかった。

担任は、関係児童の保護者に対しても、5年生になってからの関係児童のいじめの事実を初めて報告した。保護者からは謝罪があったが、担任から保護者に対し関係児童の指導・支援の取組に関する提案はなく、関係児童を支援して対象児童に対する言動を改善する取組や連携は検討されなかった。

5年生2学期終了の時点で、担任も、副校長や学年主任も、関係児童以外の児童による対象児童に対するいじめや学級内のいじめの多重的な拡大を認知していなかった。家庭科のプリントの件も、担任は関係児童による単独行為と誤った捉え方をしていた。関係児童のいじめに限っても、継続性による対象児童の心身への影響が見過ごされ、重大事態に至る危険があるとの認識が薄かった。これらの事実認識

も影響し、本件いじめへの対策は、副校長、主幹、学年主任らの担任以外の教職員がいじめを認知した後においても、①担任による関係児童に対する単発的な指導、②同学年の教員による関係児童の行動の通常の見守り、③担任による学級全体に対する講話レベルの一般的な注意喚起程度しか行われず、以後も学校による有効な組織的対応は行われなかった。なお、上記①や②の結果につき、副校長が担任や学年主任に対し定期的に確認することはなかったし、担任や学年主任が副校長に対し定期的な報告を行うこともなかった。

- (5) 5年生3学期もいじめが継続している状況に対し、担任は、対象児童に話を聞いた上で、関係児童から聴取し指導するという同じ指導方法を繰り返して対応した。担任は、関係児童を指導すればいじめがしばらく止んで、またしばらくするといじめが発生し、指導してしばらく止むということの繰り返しになっている状態と感じていた。そして関係児童に対する指導が有効に作用するサイクルが徐々に長くなっていったと感じたので、多少時間がかかっても最終的には改善できるのではないかと考えて、方法を変えずに指導・対応を続けていた。

この頃の状況について、担任は、校長・副校長などの管理職に対し、詳しい報告をしていなかった。2月21日の学年経営懇(出席者:副校長、主幹、5年生担任教員4人)の児童に対する指導の議題の中で、副校長が担任に状況を確認したところ、同学年の教員がいじめの様子を見ていないことや関係児童が少しずつ良くなっていることの報告があった。そのため、副校長は、担任による11月の本件いじめの認知から3か月が経過しているので、いじめが解消していると判断した。2月の学年経営懇でも、継続したいじめの構造化・固定化の危険性は考慮されず、学校の組織的な取組が具体的に検討されることはなく、引き続き対応は担任に任された。

対象児童や関係児童の保護者に対する学校生活アンケートの内容やその後の対応に関する報告は、担任が3学期の校務の多忙を理由として連絡を後回しにした結果、実行されておらず、12月の保護者面談以降、家庭との連絡・連携は何も行われていなかった。

5年生3学期終了の時点でも、担任も、副校長や学年主任らも、関係児童以外の児童による対象児童に対するいじめを認知しておらず、学級内でいじめの固定化・構造化が進んでいたことを理解していなかった。

- (6) 担任は、6年生1学期に入った当初、対象児童につき特段の様子の変化を感じなかったが、4月18日の学力調査の際の関係児童の様子に気付いたので指導した。また、担任は、20日の内科検診時に関係児童が対象児童を避けていた様子を他の児童から聞いたが、対象児童や関係児童とは話をしておらず、詳しい事実確認や対象児童のケアなどの対応は行わなかった。担任は、これらの事実につき、校長・副校長に報告していないし、対象児童や関係児童の保護者にも連絡していない。

4月28日、本校は、附属学校運営部に対し、本件いじめについて初めて報告し

た。本件いじめ対応につき、スクールカウンセラーや養護教諭等の心理・福祉等の専門家が出席するいじめ対策委員会は一度も開かれておらず、本件いじめに関する事実関係の専門家への情報共有もなかった。

### 3 いじめを受けた対象児童の心身の状態

6年生1学期の対象児童は、学校生活アンケート等を通じて本校に対しいじめを受けている辛い気持ちを繰り返し訴えても、学級内のいじめの状況が一向に止むことなく約1年もの長期間継続している状態にあった。しかも、本件いじめは、対象児童に対し、悪口を言ったり、あからさまに避けたり距離を置いたりする等の人格の尊厳を著しく傷つける内容であり、発達の過程にある小学生の児童に対し大きな心の傷を与える性質のものだった。そのため、対象児童は、継続したいじめの影響によって心身ともに疲弊して登校が困難になるような強い精神的苦痛を受けていたものと推認される。

学級内の児童間のいじめによって傷ついた心は、友だち関係の修復や新たな信頼関係づくりがないと回復しないから、学級内にいじめが拡大し、構造化・固定化した本件では、対象児童・関係児童の個別対応に止まらない学級集団の質的変容を伴う対応が必要だった。しかし、本校がいじめの構造を認知せず、組織的な対応を怠ったため、対象児童の心の傷は回復されず、深く傷ついたままで不登校に至ったものといえる。

対象児童は、転校後に、専門医から心的外傷後ストレス障害と診断された。

このような事実関係に照らせば、本件いじめによって対象児童の心身への重大な被害が生じていたことは明らかである。

### 4 本件いじめの相互関連性といじめの構造

#### (1) いじめに関与した児童

本件のいじめは、5年生（進級後の6年生）の学級内で発生したものである。

直接的ないじめとしては、関係児童による言動や嫌がらせによるいじめが5年生1学期から6年生1学期まで継続していた。加えて、他の数人の男子児童がしばしば関係児童に加担するなどしていじめを行っていた。関係児童以外にいじめに関与する児童は、固定的ではなく多少の入れ替わりがあったものと推察される。

直接的にいじめを行うのではなく、関係児童が対象児童との接触を嫌がる様子や関係児童の過剰な拒否反応を見て面白がる男子児童もあり、これらの児童は、関係児童のいじめのきっかけを作ったり、けしかけたりしていじめに関与していた。女子児童の中では、対象児童の陰口を一緒になって述べたり、SNSへ悪口を投稿するいじめが継続して行われ、中心となる女子児童のいじめ行為に同調することでいじめに関与した児童も多くいた。

学級内の男子児童の3分の1以上、女子児童の半数以上が、上記の意味でいじめに何らかの関与をしていたものと推認される。

## (2) いじめの相互関連性

本件いじめに出てくる言動の共通性から見ても、関係児童を中心とする男子児童のいじめは、女子児童によるいじめの発生に強く影響を与えている。他方で、半数以上の女子児童が同調する陰口やSNSによるいじめが継続した状況は、対象児童が仮にそれを認識していなかったとしても客観的には陰湿ないじめ行為に当たるものであり、いじめの継続を許容する学級全体の雰囲気にも強く影響を与えている。

つまり、本件では、対象児童に対する同じ悪口によるいじめ特有のレッテル貼りの論理が多数の児童間で共有化されることで、それぞれのいじめ行為の存在が他のいじめ行為を助長・維持させたといういじめ相互の関係性が存在する。

## (3) いじめの構造

いじめに関与した児童やいじめを傍観した児童の中には、直接いじめを行っている男子児童や陰口を言っている女子児童からの有形無形の同調圧力を感じて、いじめの中心となっていた児童らの機嫌を損ねたり仲間はずれにされたくないために、いじめに同調したりいじめを見て見ぬふりをしていた者も存在した。

5年生1学期・2学期頃の学級内では、いじめを止めるように言うなどいじめを容認しない態度で行動する児童が存在した。しかし、担任が対応してもいじめの状況が改善されないため、無力感から行動を諦めたり、対象児童と疎遠になる状況が生じたりして、傍観者的な態度に変化していく児童もいた。このようにして5年生3学期頃になると、学級内にはいじめを止める児童がほとんどいなくなり、いじめに関与しない児童も多くが何も言わない傍観者になってしまったと推認される。そのため、この頃以降の本件いじめは、いじめに関与する児童には一段と抵抗感に乏しい行為となり、他の児童には学級内に普通に存在する風景として見過ごしてしまう状況になっていた。

以上のように、5年生の1学期以降、学級内での多重ないじめの状況が相互に関係しながら拡大・維持されたことによって、2学期から3学期の間に、いじめの容認や継続に結びつくいじめの構造が強固に構築されたものと考えられる（いじめの構造化・固定化）。

## (4) いじめと対象児童の重大な被害との関係

学級内に強固ないじめの構造が次第に形成されていき、いじめが長期間継続したことによって、対象児童の心身への重篤な被害が生じ、遂には対象児童が学校を欠席し、いじめを原因として転校するという重大事態に至った。

## 5 本校における本件いじめの認知の状況

### (1) 担任のいじめの認知の時期と内容

担任は、5年生1学期の2022年7月中に、対象児童につき、関係児童の不適切な言動が継続していた事実や、大げかに至る可能性がある音楽室での椅子引き行為が

発生した事実を認識していた。対象児童を露骨に避ける関係児童の言動は、その内容から明らかに対象児童に心理的な影響を与える行為であり、対象児童の転倒を招いた音楽室での行為は、対象児童に強い心理的物理的な影響を与えるものであるから、対象児童が一連の行為で心身の苦痛を感じていたことは容易に想像できる。

したがって、遅くとも7月の時点では、関係児童の対象児童に対する言動につき、担任は、対象児童に対するいじめであると認知して対応すべき事案であった。

## (2) 担任以外の教職員、管理職のいじめの認知の時期と内容

担任は、5年生2学期の12月まで、対象児童が関係児童にいじめられている事実を管理職には報告していなかった。しかし、10月の学校生活アンケートの記載を見ると、対象児童が、「こまっていることやいやなこと、つらいこと」として、「一応仲直りはしたのですが、〇くんが少しいやがらせをしてくれます」と訴えていた。本校基本方針に従って、アンケート記述について学年で共通理解が図られ、学校全体で児童の実態を把握する組織的な取組が実行されていれば、担任の認識内容も併せると、遅くとも10月の時点では、管理職がいじめを認知して対応することができたはずであった。

しかし実際に、本校の副校長、主幹や5年生の教員が、1学期から継続する関係児童による本件いじめの事実関係を認知したのは、12月の学年経営懇において担任が報告した時点であった。そして、翌年2月、副校長は本件いじめが解消したとの誤った判断をした。なお、2022年12月と翌年2月の学年経営懇を欠席した校長と副校長との間では適切な情報共有が行われておらず、校長が関係児童によるいじめを認知したのは2023年4月である。

## (3) 実際の認知状況を超える本校によるいじめ認知の可能性

本校では、関係児童以外の児童の対象児童に対する多重ないじめについては、対象児童が転校するまでの間、認知していなかった。しかし、①担任が関係児童に指導を行った後の2022年7月の時点でも関係児童によるいじめが続いていたこと、②同年10月及び12月の学校生活アンケートに同様の事実を対象児童が繰り返し記載していたこと、③アンケートに対象児童がいじめの事実を友達や母親に相談していると記載していたこと<sup>3</sup>、④他の児童もアンケートに対象児童がいじめられている事実を指摘していたこと、⑤10、11月頃の家庭科プリントの件につき詳しい聴取をしていれば他の児童の関与が明らかになったはずであることなどからすれば、これらのいじめに関する情報を生かして本校が組織的に対応していれば、他の児童によ

---

<sup>3</sup> 母親への相談とは、母親が児童本人に対しいじめの有無につき家庭で確認していた事実を指していると考えられるが、本人は「もう大丈夫」と答えていた。過去のいじめ事案からもわかるように、児童は、家庭が安心できる場だからこそ、家庭ではいじめを思い出したくない気持ちやいじめられている自分を親に知られたくないという気持ちで振る舞うので、保護者がいじめに気づきにくい場合がある。

るいじめの事実についても端緒を掴むことができ、認知できた可能性が高かったと認められる。

いじめ認知の点でも、本校の組織的な対応の欠如の影響は極めて大きく、本校管理職によるいじめの状況といじめの解消に関する誤った判断が、本件いじめの継続と構造化・固定化による深刻な被害を招き、いじめ重大事態が発生した。

## 第2節 対象児童の欠席・転校後の対応に関する認定事実

### 1 本校の対応

2023年4月24日から対象児童が欠席し、28日の保護者からの欠席の連絡の際に、副校長に対し、転校を希望することが伝えられた。対象児童のいじめを理由とする転校の意向は、同日のうちに副校長から校長にも伝えられた。副校長は、同日、附属学校運営部に本件いじめの第一報の連絡を行い、附属学校運営部は文書での報告を求めた。5月2日には校長が対象児童の保護者に対し、対象児童のクラス替えの提案をして転校を翻意するように働きかけたが、転校の意向は強かった。5月9日、対象児童の転校届が提出された。転校届には、転校理由が「クラスメートによるいじめならびに担任教諭への不信」と記載されている。

5月8日又は9日頃、副校長及び6年生担当教員の協議で学級内の児童の動揺を抑えるため、対象児童が転校した理由を学級全員に説明することを決定した。10日、担任が学級の児童に対し対象児童が転校することを教室で説明した。関係児童は別室にて学年主任と二人きりで説明を受けた。学級の児童には、関係児童の嫌がらせが担任への不信感とともに転校の原因であるとの説明がされた。10日の説明以降、学級の児童に精神的な動揺が発生し、養護教諭と担任が対応した。

5月15日、対象児童の区立の公立小学校への転校手続きが完了した。16日、本校から附属学校運営部に対し、本件いじめ事案に関する報告書が提出された。報告書には本件いじめが重大事態に該当する可能性は「なし」と記載されていた。その後、附属学校運営部から修正の指示があり、5月24日の報告書で重大事態に該当する可能性は「わからない」との記載に変更された。校長と副校長は対象児童の欠席日数が30日に達しなかったため、重大事態に該当する可能性がないと認識していた。

25日、附属学校運営部から本校に対し、保護者会の開催と関係教員への聴取を実施するように指示があり、本校は6月9日に保護者会を開催することを決定した。また、副校長が5月26日に担任、28日に学年主任の聴取を行った。6月9日、対象児童の所属学級を対象とする臨時保護者会と本校全保護者を対象とする臨時保護者会が開催された。12日、新聞社による本校への取材があり、取材の際、校長が記者に対し記事にする際には学校名を伏せるように要望したが拒否された。

学級の児童の動揺を落ち着かせる目的といじめの実態の把握の目的で、6月12日以降、学級の全児童に対する個人面接が実施された。担任を中心に教職員複数で面接を担

当し、6月12日から7月12日にかけて休み時間等を利用して行われたが、1学期末までに完了しなかったため、2学期に続行し12月5日に全児童の面接が終わった。面接結果は担任が報告書にまとめていたが、面接時の録音は徹底されておらず、メモは保存されていなかった。6月の時点で第三者調査委員会の設置が既に決定しており、保護者会でもその旨が言及されたが、教職員で十分に周知されておらず、管理職は児童面接にあたり第三者委員会の後日調査との関係での指示はしなかった。また、児童面接の実施に関し、附属学校運営部との事前協議は行われなかった。児童面接の結果、教室内やSNSでの陰口等の関係児童以外の本件いじめの存在が明らかとなり、本校は学級内の相当数の児童が対象児童のいじめに関与していた事実を初めて認知するに至った。

## 2 学校設置者の対応

東京学芸大学の担当部署である附属学校運営部は、4月28日に本校から本件いじめの第一報を受け、書面での報告を指示した。5月23日に、附属学校運営部から大学執行部への報告を行い、26日に文部科学省への第一報を行った。29日に、学校設置者において本件いじめをいじめ重大事態として認定し、第三者調査委員会の設置を決定した。31日に文部科学省へのいじめ重大事態の報告としての第一報を行った。

6月2日に、校長を通じて、対象児童の保護者に対し、本件いじめをいじめ重大事態に該当すると判断して第三者調査委員会を設置する方針であることを伝えた。対象児童の保護者は、第三者調査委員会の委員選任に関する要望を伝える一方、対象児童の精神的な傷つきに対するケアサポートの要望を行った。この要望を受けて、附属学校運営部は、対象児童が転校後に在籍している公立学校を管轄する区の教育委員会と対象児童のケアサポートに関して相談した。また、要望を踏まえて、第三者調査委員会の委員の依頼、弁護士会と学会への推薦依頼を行って各委員を選任した。

## 第3節 学校・学校設置者の対応の検証

当委員会の検証の順序としては、時系列的に、最初にいじめを認知した担任の対応から述べるが、最も本質的な問題点は、いじめ防止法、国いじめ防止方針及び生徒指導提要等（以下「いじめ防止法等」という。）の理解不足により、管理職や学校設置者が責任を自覚することなく、本校において、いじめ防止基本方針が空文化し、いじめ対応組織であるいじめ対策委員会が形骸化し、組織的かつ日常的ないじめ防止等に関する体制と取組が欠けていた点にあることを冒頭に指摘しておく。

### 1 担任の本件いじめ対応の問題点

#### (1) 初期対応（5年生1学期）の問題点

2022年7月に担任が認知した関係児童による音楽室でのいじめは、対象児童に身体的な苦痛を与える内容であり、5、6月頃からのいじめの継続性も勘案すると、

もはや軽微な態様ではなかった。いじめは、事案の態様、対象・関係児童の特徴や他の児童の状況等を踏まえた対応が検討されるべきであるが、本件は、いじめの態様やこれまでの言動を考慮して教育的な個別指導を検討する必要があった関係児童の特徴に照らせば、担任がいじめを認知した初期の段階からいじめに関する事実関係を学校が保護者と共有し、対象児童の心身の安全を最優先で確保した上で、対象・関係児童の双方に対する学校としての組織的な取組を迅速かつ慎重に検討すべき事案であった。

しかし、担任の初期対応は、対象児童・関係児童の聴取と関係児童への口頭指導のみに終わってしまい、本校基本方針に従った管理職への報告や保護者への連絡が行われなかったことが問題の出発点として指摘できる。しかも7月に、いじめが疑われる事実が指摘された対象児童の保護者からの本件手紙を受け取っていた。この時点では、管理職らといじめが発生・継続している事実を共有し、各保護者と連絡を取り合い家庭とも連携して、組織的な対応をすべき状態が更に高まっていた。けれども、担任はいじめという認識が希薄で管理職への報告をしなかった。また、各保護者にも正確な状況を告げていなかった。

#### (2) 中期対応（5年生2学期）の問題点

担任は、いじめが同一の対象児童と関係児童の間で継続していることを認知していた。しかも、対象児童は、10月と12月に2回連続して学校生活アンケートに関係児童からのいじめの事実を記載して辛い心情を訴えていた。「いじめは決して許されない」という姿勢で、学級全体の集団に対していじめを抑止するように具体的に働きかける必要がある喫緊の状態であった。

しかし、担任にはいじめ継続の危険性の意識がなく、対象児童の辛い心情に対する想像力を欠いたまま、いじめ抑止効果があまり得られていない指導を繰り返し、いじめの継続状況に即した対応をしなかった。事実確認に関しては、対象児童と関係児童以外の児童への聴取がほぼ皆無であったから学級内のいじめの拡大に気付けなかった。対象児童に関しては、事情聴取が短時間かつ場当たりので被害者の気持ちに寄り添った丁寧な聴取ではなかった。関係児童に関しては、単発的な口頭指導を繰り返した。学級全体に関しては、講話レベルの対応以外には学級集団全体に対するいじめ防止の有効な働きかけを行わなかった。本校基本方針に則しいじめ事案報告書の作成はしておらず、管理職への報告も12月まで行わなかった。保護者への適時の連絡も怠り、家庭との連携もなかった。

#### (3) 重大事態の発生を招いた対応（5年生3学期～6年生1学期）の問題点

対象児童が2月の学校生活アンケートにいじめの事実を記載し、いじめが継続している深刻な状況にあったが、担任は、いじめ継続の危険性・重大性に対する意識が乏しく、関係児童の態度が以前より落ち着いてきているという表面的な見方によっていじめも改善されているとの誤った認識を持ち、いじめ抑止効果が乏しい口頭

での指導を繰り返していた。関係児童によるいじめの事実は、2学期末には副校長にも報告されていたから、もとより担任一人だけの問題でなく、管理職の責任の下での本校全体の組織的対応の欠如が、いじめの重大事態の発生の原因となった。

#### (4) 対応の問題点のまとめ

- ① いじめ対応を一人で抱え込み、管理職等に迅速な報告を怠ったこと
- ② いじめ被害を受けた児童の心身の苦痛（心の傷）に関する共感性が乏しく児童に寄り添う意識が希薄であったこと
- ③ 児童らの声を丁寧に聞くことなく、いじめ抑止に活かしていないこと
- ④ 事実関係についての客観的な分析（アセスメント）が欠けた状態でいじめ低減の判断を行ったこと
- ⑤ いじめが学級内で構造化・固定化する危険性に対する認識がなかったこと
- ⑥ 児童の保護者・家庭との連携を行っていないこと
- ⑦ いじめ防止法、国いじめ防止方針、生徒指導提要や本校基本方針を理解しておらず、いじめ対応の基本的事項が守られなかったこと

## 2 管理職等の本件いじめ対応の問題点

### (1) 5年生2学期の対応の問題点

副校長が本件いじめの事実を最初に確認したのは、2022年12月（5年生2学期）である。担任から報告を受けた時点では、同一児童間で半年前からいじめが継続した状態だったから、担任による過日の対応や関係児童への指導が効果を発揮していない状況は明らかであった。しかし、副校長は、担任の報告が遅れたことを問題視せず、いじめの継続という重要な事実を見過ごして、学校組織としての事実確認や検討を行う姿勢を持たなかった。校長に対しても学年経営懇の会議資料を回覧するのみで具体的な事案報告を行わず、いじめ対策委員会の開催を求めるともなく、担任の対応に引き続き委ねたまま、本校基本方針に従った組織的な対応を怠った。

学年主任は、管理職への報告に先立つ時期に、担任から報告・相談を受けたが、いじめ対策委員会のメンバーでもあったにもかかわらず、管理職に報告したり委員会の開催を求めたりする組織的な対応を検討しなかった。

副校長や学年主任は、保護者への連絡・連携に関しても、12月の時点で担任から保護者への連絡等が著しく遅れていた状態だったにもかかわらず、担任に任せただけで、学校主体の保護者との連携を検討しようとしなかった。副校長や学年主任は、関係児童につき教育的な配慮により個別指導を要することを認識しており、本校基本方針でいじめ防止等のための参考資料としているQU学級集団アセスメントでも留意すべきデータが示されていたにもかかわらず活用を怠り、関係児童に関する指導・支援や保護者への助言等の働きかけを行わなかった。

### (2) 重大事態の発生を招いた対応（5年生3学期～6年生1学期）の問題点

3学期以降も、副校長は、本件いじめの定期的な状況確認をせず、担任に助言等を行わなかった。12月と2月の学校生活アンケートで対象児童が引き続きいじめの事実を訴えていたにもかかわらず、副校長はその事実を丁寧に確認することなく、関係児童の態度が以前より落ち着いてきているという担任の報告により3か月間いじめが止んでいるとの誤解に基づき、いじめが解消したとの判断をした。その結果、担任に対応を任せたままで、3学期以降のいじめの継続を放置した。

また、本校は、6年生1学期になり対象児童が不登校状態になるまで、学校設置者に対するいじめの事案報告をしなかった。

本校では、校長がいじめ防止等の責任者であり、副校長がそれを補佐する立場にあったが、副校長は校長に対する適切な報告を行っておらず、校長は欠席した会議の状況を積極的に確認していなかった。管理職がいじめ防止等に関する責任感とリーダーシップに欠け、学校による組織的な対応が実行されなかった結果、いじめが長期間継続して、重大事態の発生を招いた。

### (3) 対応の問題点のまとめ

- ① いじめ防止等に対する責任感とリーダーシップに欠け、担任に対応を委ねたままで、学校としての組織的な対応を怠ったこと
- ② 事実関係の確認を怠り、いじめの記録化や教職員間の情報共有を指示せず、学校生活アンケートやQU学級集団アセスメントといったいじめの重要な証拠資料（エビデンス）を軽視したこと
- ③ 対象児童の心の状態への理解と配慮に欠け、支援等の対応を行わなかったこと
- ④ 関係児童への対応が不十分で柔軟性に欠けていたこと
- ⑤ 学校設置者に対する適時のいじめ発生の報告がなされていないこと
- ⑥ いじめ防止法、国いじめ防止方針、生徒指導提要や本校基本方針を遵守しておらず、いじめ対応の基本的事項が理解されていなかったこと

## 3 管理職等の対象児童の欠席・転校後の対応の問題点

### (1) 本校基本方針に基づく組織的対応を行わなかったこと

本校では、遅くとも2023年4月28日以降、対象児童の欠席・転校の原因がいじめであることを前提として、いじめ防止法や本校基本方針に則った対応が必要だった。しかし、管理職のいじめ防止法等に関する理解が不足し、本校基本方針も形骸化していたので、いじめ対策委員会による組織的対応が行われなかった。

### (2) 本件いじめの事実関係の調査を迅速かつ適切に行わなかったこと

学級内の相当数の児童が直接的・間接的にいじめに関与しており、SNS上でもいじめに該当する投稿が行われていた。しかし、学級内へのいじめの拡大について管理職が把握したのは、6月12日以降に実施した本校先行調査後であった。遅くとも4月28日の時点で、管理職はいじめを原因とする対象児童の欠席を認識してい

ながら関係児童からの聴取以外に事実の調査をせず、実際に児童への面接調査を開始したのは1か月以上経過後の6月であり、終了も12月となり迅速な調査とは程遠かった。本校先行調査では、スクールカウンセラーの意見を聞いたり調査に関与させる等の児童の精神面に配慮した工夫がなく、第三者調査委員会の設置が決定していたにもかかわらず、調査結果の記録や保存も不完全であった。

- (3) 本件いじめの特徴や学級の状態を踏まえずに、児童のクラス替えという提案を行ったこと

校長は、5月の時点で、対象児童や関係児童のクラス替えによる対応策を検討し、転校を希望する対象児童の保護者に対し対象児童のクラス替えの提案を行ったが、この提案は、関係児童だけがいじめに関与しているという誤った理解を前提としていた。本件いじめの特徴である学級内におけるいじめの多重的な拡大や構造化・固定化に関する理解がないまま、学級集団全体へのいじめ防止のための働きかけが行われていない状態で提案されたものであって、本件いじめへの対応策としては不適切であった。

- (4) 本件いじめに関する学級の児童への説明等が不適切であったこと

本件いじめをもっぱら関係児童によるものと判断して、いじめの全体構造を見誤ったまま、学級の児童への説明の際に関係児童を別室に隔離して説明を行ったことは、関係児童の心情への配慮を欠いた対応であった。学級の児童に対する詳しい事実確認を行っていない状態の下での軽率な判断によって、関係児童だけがいじめに関与したかのような誤った説明をしたことで、対象児童と仲の良かった児童を中心に数人の児童が葛藤を抱えて精神的に不安定な状態となった。また、本校は、本校先行調査の結果の分析・総括を行わず、学級の児童や保護者に対し、卒業までの間に、本件いじめの実態を説明しなかった。

- (5) いじめ重大事態の認定が遅れて、重大事態対応に不備が生じたこと

管理職はいじめ重大事態の理解を誤り、対象児童の欠席が30日未満であれば重大事態に該当しないとの判断をした。結果的に5月29日に学校設置者が重大事態に該当すると判断をするまで、いじめ重大事態としての対応が行われなかった。本校先行調査の際には、聴取の録音や記録の保存に不備があった。

#### 4 本校のいじめ防止等のための日常的な体制・取組の問題点

- (1) いじめ防止基本方針の策定・実施・評価・更新に関する問題点（基本方針の不備・空文化）

本校でもいじめ防止基本方針が策定され、頻繁に改訂の上で更新されていた。しかし、教職員や児童・保護者には、本校基本方針の内容が周知徹底されておらず、管理職すら方針に沿った対応を行わず、方針が空文化し事実上無視されていた。その結果、いじめ防止法が求める基本方針に基づく学校の組織的ないじめ防止等の対

策が準備されておらず、組織的な対応がなかった。

(2) いじめ対策組織の運営・実施等に関する問題点（いじめ対策委員会の形骸化）

いじめ対策委員会が独立の委員会として開催されず、学期に一度開かれる学年経営懇の議題の中で審議するという体裁で済まされていた。会議の回数が通常年3回と極めて少なく、責任者である校長が欠席することがしばしばあり、いじめ防止等に必要な審議時間や本校基本方針で定めた全構成員の出席機会が確保されていなかった。心理・福祉の専門家としてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや養護教諭が委員会の構成員になっていたが、審議への参加は殆どなかった。学年経営懇での審議の体裁と参加者の実態からすれば、管理職がその審議を「いじめ対策委員会」と称すること自体が極めて不適切であった。

いじめ対策委員会が機能していなかったため、学校の組織的ないじめ相談・報告・記録等の対応体制が未整備のままとなり、教職員がいじめ相談・報告・記録を日常化させておらず、個人の判断に任されている状態が続いていた。その結果、いじめの情報共有が意識されず、学校組織としていじめを早期に発見し適切に対応する基盤がなかった。いじめが発見された場合の具体的な対応手順が教職員の共通認識となっておらず、迅速かつ適切な対応が期待できる状況ではなかった。個々のいじめ事案への対応に関する検証がなく、PDCAサイクルが実践されていなかった。

(3) いじめ防止等の対策責任の所在に関する問題点（無責任体制の常態化）

校長がいじめ防止等の対策の責任者とされ、本校基本方針でも、校長・副校長のリーダーシップの下でいじめ対策委員会が中心となっていじめ事案に対応することが明記されていたが、実際には、責任者である校長がいじめ対策の審議にしばしば欠席し、欠席した際に審議されたいじめに関する情報を正確に共有・理解していない状態が存在していた。いじめ対策委員会及びいじめ防止等の責任者である校長は、いじめを審議する会議を欠席したのであれば、仮に報告がなくとも、校長自ら積極的に会議の内容を確認して、正式ないじめ対策委員会を開催するなどのいじめ防止等に関する取組や必要な対応を行うべきだったが、校長は何らの対応も行わなかった。本校では、いじめ防止等の対策に関する責任の所在が曖昧なままで、対策の責任者という自覚による校長のリーダーシップが発揮されることがなく、無責任体制ともいえる状況が常態化していた。

(4) いじめ防止等に対する姿勢に関する問題点（児童の人権や人格の尊厳への意識の希薄さといじめ防止等への取組の軽視）

2021年度から2023年度の各年度当初の学校経営計画には、経営目標の中にいじめ防止等に関する組織的な取組やそれに関する到達目標等の記述が存在していなかった。本件いじめが発生するまで、いじめ防止等への取組について学校評価への位置付けや達成目標の設定などは一切行われておらず、PDCAサイクルは機能していなかった。本校基本方針の冒頭に「人権尊重の理念」に基づくいじめ防止を掲げ

ているにもかかわらず、児童の人権や人格の尊厳に対する意識が希薄であり、いじめ防止等に対する取組を軽視する姿勢が顕著であった。

(5) 校内システムの整備に関する問題点（校内分掌や校内の専門家が機能していないシステムの未整備状態）

各委員会や責任者の役割が不明確で、相互間の連絡調整が日常的かつ適切には行われていなかった。「いじめ防止対策委員会」など実態が伴わないものが存在し、校務分掌が形骸化していた。教育的な配慮の下で個別指導を要する児童に対する学校としての組織的な指導・支援が不足し、校務分掌が有効に機能しなかった。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがいじめ対策委員会の構成員となる仕組みはあったが、実際には、専門家の知見を活かしたいじめ防止等の対応は行われず、専門家がいじめ防止等に関して機能していなかった。本件でも、児童との接し方や聴取のアドバイス、いじめが継続した場合の児童心情の理解、教育的な配慮を要する児童への個別支援等に関して専門家の活用がなかった。

(6) 校内研修の実施に関する問題点（実効的ないじめ防止等の研修の不足）

各教職員が直接講義等を受けるのではなく、副校長や主幹、生活指導主任といった一部の教職員が外部講師から講義を受け、他の教職員は職員会議の際に研修を受講した者から内容の伝達を受けることでも研修を受講したと扱われていた。しかも伝達は、研修の資料や録画データを教職員の共有フォルダにアップロードする方法が中心で、各自確認の指示がされるにとどまっていた。

## 5 学校設置者の本件いじめ対応の問題点

(1) 初期対応が遅れたこと

附属学校運営部は、2023年4月28日に本校から本件いじめの第一報を受け、直ちに書面での報告を求めたが、本校が報告書を提出した5月16日までの間、報告書の催促を含め本校に対し具体的な対応を指示しなかった。その結果、本校は詳しい事実関係の調査をせずに、対象児童の転校理由につき学級への説明を行った。

(2) 本校との連携が不足し、事前協議、指導・助言が十分に行われず、本校に本件いじめ対応を委ねる結果となったこと

附属学校運営部は、本校から本件いじめの報告を受けた後も、具体的な対応に関する協議、指導・助言をしておらず、いじめ重大事態の存在を認定した後も、児童アンケートの実施、児童面接調査の可否や調査方法等に関する本校との協議、指導・助言をしておらず連携が不足していた。その結果、本校先行調査は本校の独自の判断で実施されたが、調査時期の設定や調査結果の記録・保存に不備があり、当委員会への資料提出の際に聴取録音の不徹底等の問題が発覚した。

(3) 第三者調査委員会の設置決定後、初回委員会開催までに時間を要したこと

本件いじめが重大事態と認定され、第三者調査委員会の設置が決定されたのが

2023年5月29日だったが、当委員会の第1回委員会が開催されたのは翌年1月9日と第三者調査委員会の設置を決定してから約7カ月後となった。

## 6 学校設置者のいじめ防止等のための日常的な体制・取組の問題点

### (1) 学校設置者のいじめ防止等への対応体制の問題点（脆弱な対応体制）

附属学校運営部は、本件当時、大学教員の業務を兼務する運営部長1人と運営参事3人（うち1人は大学教員と兼務）という少人数の体制であり、合計12の附属学校及び附属幼稚園の状況を的確に把握し、各学校と適切な連携を構築することは容易ではなかった。

### (2) 学校設置者のいじめ防止等の日常的な取組の問題点（施策の具体的検証の欠如と附属学校との日常的な連携の不足）

東京学芸大学は、2016年、附属高等学校でいじめ防止法28条に基づく重大事案の認識及び同29条に基づく報告が遅れる等の問題が発生したいじめ事案（以下「2016年附属高校いじめ事案」という。）を教訓として、「いじめ重大事態対応に関する再発防止策」（以下「設置者防止策通知」という。）を制定し附属学校に対し徹底を指示し、翌2017年には、10月19日付け「いじめ防止の取組の充実について」（以下「設置者取組通知」という。）を附属学校に対し発出し、いじめ防止法及び学校の基本方針に基づくいじめ防止の取組に遺漏がないように求めていた。

しかし、学校設置者による指示は一方通行にとどまっており、本校基本方針の改訂内容、いじめ対応組織（いじめ対策委員会）の運営・実施等の具体的な取組状況を把握し学校設置者として検証する作業をしていなかった。発生したいじめ事案についても、単に件数等の報告を受けるだけにとどまっており、報告内容を分析した上で、いじめの正確な実数が反映されているか、いじめ対策委員会を中心に適切な組織的対応が行われているか等の検証は行われていなかった。なお、附属学校運営部に対する本件いじめ調査では、運営部は過去において本校の初期対応のシステムが優れていると評価していたという回答があった。けれども、実際には本校の初期対応のシステムは全く機能していなかったのであり、運営部の誤った事実認識が生じたように学校設置者と本校の連携が取れていなかった。

実際に、本校では、2022年当時、設置者防止策通知や設置者取組通知に反し、いじめの疑いがある事案の全件報告をせず、運営部が指示した「いじめが疑われる事案発生時の対応フロー」による対応もしていなかった。また、設置者取組通知に反して、独立した委員会としていじめ対策委員会を運営しておらず、いじめ対策委員会が中心となって事実確認を行うことや全教職員で情報を共有することも徹底していなかった。一方、実施状況の検証を怠っていた附属学校運営部は、各通知で指示した内容を本校が遵守していないことに気付かず、いじめ対策委員会の形骸化、いじめ事案報告書作成の不徹底やいじめ事案発生時の対応フローの無視等の本校のい

いじめ防止等に関する対策の基本的な不備を指摘することなく、本校の組織的な対応の準備が整っていない状況を放置していた。

つまり、学校設置者は、いじめ防止等の対策に関する各通知を各附属学校に発出しただけで、各学校の実施状況の確認・検証及びそれに基づく具体的支援等を経年的に実施しておらず、通知発出後のアフターフォローを怠り、本校の実態についても無関心で、本校のいじめ防止等の対策に関する実態の検証等の設置者が果たすべき具体的責務を実行していなかった。

### (3) いじめ相談体制に関する問題点（不適切な相談体制）

学校設置者が本件いじめ当時設けていた相談窓口は、相談窓口として指定されている学校毎の相談員はすべて当該校の教職員（養護教諭も含む。）であり、スクールカウンセラーなど専門性・独立性のある相談員が含まれていない点や、相談窓口の連絡先の電話番号として本校も含めて各学校の代表電話が示されている場合が多く、相談の秘密保持や相談者のプライバシー保護への配慮に欠けている点で、いじめ防止法が求めているいじめに係る相談のための適切な相談体制が整備されているとはいえない状態であった。

## 第3章 委員会からの提言

### 第1節 学校に対する提言（再発防止に向けた対策）<sup>4</sup>

#### 1 いじめ事案への具体的対応に関する提言

- (1) いじめ及び生徒指導に関する基礎知識の習得が必須の前提となるから、教職員の自己研鑽として、いじめ防止法、国いじめ防止方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（2024年8月改訂版、以下「重大事態調査ガイドライン」という。）及び生徒指導提要进行を必読すること
- (2) 教職員全員がいじめ防止等の意義を再確認した上で、いじめの判断基準を正確に理解し、いじめを受ける児童の心情を想像して、いじめの認知を適切に行うこと
  - ① いじめ防止法上の「いじめ」の定義と、「いじめ」を広く捉える姿勢の積極的な意義をよく理解して、いじめの判断基準の共通認識をもつこと。
  - ② 外観上は軽微に見えるいじめについて、いじめではないと軽率に判断していじめの認知報告から除外したり、いじめを大人が目線で安易に一時的な児童間のトラブルと決めつけたりすることなく、いじめの疑いのある事案を報告の対象とし、いじめを受ける児童の辛い心情を理解して対応に当たること。

---

<sup>4</sup> 当委員会では、いじめ防止等の対策が即時性が求められる学校現場の重要課題である点と本件いじめ調査を経て調査報告書による提言を行うまでに一定期間を要する点に配慮し、委員会審議の過程でも学校設置者や本校に対し迅速な改善を要する事項を指摘した。そのため、本提言の中には、既に学校設置者や本校による改善が進んでいる事項も含まれている。本調査報告書には、いじめの再発防止という観点から、本件いじめ調査を通じて当委員会が検討した再発防止策をすべて記載した。

- (3) いじめの疑いがある事実を発見した教職員は一人で抱え込むことなく、迅速に管理職等と情報を共有すること
- ① 本校基本方針に従って、できるだけ早い段階で管理職や学年主任がいじめの疑いがある事実を確認・共有し、組織としていじめを認知した上で、教職員全体で情報を共有し、組織的対応に取り組むこと。
  - ② 担任が児童間でありがちなトラブル程度に軽く事案を捉えて一人で抱え込むと、いじめの疑いがある事実が共有されず、学校としての迅速な取組体制が構築できない弊害が生じる点を共通認識とすること。
- (4) いじめの疑いがある事実は、校内のいじめ対策組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、組織的な対応を行い、審議・対応の過程や結果につき記録（議事録等）を作成し、共有・保存すること
- ① いじめ対応を組織的に行う必要性・重要性を教職員全員が自覚すること。
  - ② いじめ対策委員会で情報共有を行った上で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭等の専門的な助言を得ながら、多様な視点から検討を行い、組織的な対応方針を決定し、実行すること。
  - ③ いじめ対策委員会での審議や対応の結果につき、適時に参照し後に検証できるように、議事録等の記録を作成した上で、教職員間で共有し保存すること。
- (5) 校長・副校長がリーダーシップを発揮して、組織的な対策決定と対策実施のプロセス管理にあたること
- ① 管理職がいじめを早期に解消する目標を定め、早い段階からイニシアティブをとって対策を進めること。
  - ② いじめ対策委員会で組織的な対策方針を決定する際には、責任者である校長がリーダーシップを発揮して、副校長が補佐しながら、決定を行うこと。(ア) 校長は、いじめ防止等の責任者として、いじめ防止等の全体のプロセス管理を行うことが必要であるが、具体的ないじめ対応としては、いじめの疑いがある事案を正確に把握して、いじめ対策委員会を主宰し具体的な対策を決定して実施に移し、定期的に対策の実施状況を確認等すること、(イ) 副校長は、校長不在中に発生したいじめの疑いがある事案を把握して、迅速な対応の必要性を判断し緊急時の対応を行った上で、校長と電子メールや電話等で連絡を取り情報共有して、いじめ対策委員会の開催を求め、委員会で決定された対策の実施状況を適時に確認して校長に報告すること。
- (6) 対策決定の前提となるいじめの事実確認では、児童一人ひとりの声を丁寧に聞いて、いじめの抑止及び解消に活かすこと
- ① いじめの事実確認は、担任だけに任せるのではなく、いじめ対策委員会で決定した方針に従い、事案に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭等の専門的な助言を得ながら、複数の教職員による対応を検討す

ること。対象児童や関係児童のほか、周囲の児童からも話を聴く方法等も検討し、学級内のいじめの拡大にも注意をして、いじめの状況を適切に把握すること。

- ② 教職員は、自らの狭い経験則だけに囚われることなく、普段から児童の声を大切にすることを最優先とし、いじめの状況確認に努めること。
- ③ 特に高学年の児童は附属中学校への内部進学の見学への影響を気にしてネガティブな事実は教職員に対し率直に話しにくい傾向が生まれると推察されるから、教職員はこの傾向を自覚し、児童の様子を多面的に観察するとともに、風通しのよい学校の雰囲気作りに努力して児童が率直に話せる環境を整えること。

(7) 対策決定の基礎となるいじめの事実認定では、証拠資料（エビデンス）に基づき、客観的な分析（アセスメント）を行った上で、事案に応じた個別対応を計画して、事案毎の記録（ケース記録等）を作成し、共有・保存すること

- ① いじめの事実認定が担任等の個人的な感覚による判断にならないように、学校生活アンケートやQ U学級集団アセスメント等の証拠資料をいじめ対策委員会で検討して、多様な視点で事実関係の客観的な分析を行うこと。
- ② 学校生活アンケートに気になる記述があれば、いじめ対策委員会の全員で内容を共有して検討の対象とすること。
- ③ 学校生活アンケートに対象児童が何回も継続していじめを受けている事実を記載しているときは、直ちに従前の対応を改善すること。
- ④ 学校生活アンケートに対象児童がいじめの事実を家族や友人に相談していると記載しているときは、直ちに保護者との連携を深め、周囲の友人からの事情聴取も検討し、迅速に対応すること。
- ⑤ いじめ対策委員会における分析結果を踏まえて、事案に応じた個別対応を計画し、事案毎のケース記録等を作成した上で、教職員間で共有し、保存すること。

(8) いじめを受けた児童に「寄り添う支援」を行い、保護者と連携して継続的な支援を行うこと

- ① いじめを受けた児童の心身の安全を確保した上で、対象児童の話をよく聞き、その苦しみを想像して理解するように努めながら、対象児童に対する支援及び関係児童に対する指導を行い、児童の心の傷が深くないように直ちに事案に介入する「寄り添う支援」を心掛けること。
- ② 「寄り添う支援」では、いじめによる心の傷は容易には癒えないという理解の下に、事案に相応しい継続的な支援を考えること。
- ③ 担任等の教職員が個人でいじめ事案の軽重を安易に判断してはならず、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭等の専門的な助言を得ながら、いじめを受けた児童の傷つきや苦しみを理解し、想像する姿勢が重要であること。いじめを受けた際の感じ方・受け取り方は多様であるので、大人の判断で決めつけることなく、児童の心情をよく聞き、よく感じ取ること。

- ④ いじめを受けた児童に「寄り添う支援」を継続的に行うために、保護者に対し適時に情報提供を行って、密に連絡をとりながら連携すること。保護者との連携は、担任等に任せきりにせず、管理職の責任の下でいじめ対策委員会で意思疎通の状況を確認して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭とも連携しながら、組織的に対応すること。
  - ⑤ 初動段階では、学校が把握している事実を率直に保護者に伝えるとともに、家庭での児童の様子を詳しく確認した上で、保護者の意見を聴きながら学校が準備中の対応方針案を実施に移すなど保護者が安心できる対応をすること。
- (9) いじめに関与した児童には、関与の程度や状況に応じた対応を検討し、特に教育的な課題を抱える児童については保護者と連携して指導・支援すること
- ① 直接いじめ行為に関与した児童はもとより、いじめの状況に照らし、集団内でいじめを助長したりいじめを傍観したりした児童に対しても指導等の対応を行うこと。いじめの継続や拡大により学級内でのいじめが構造化・固定化している可能性がある事案では、学級全体に対し、いじめを止めさせるための指導等の取組を行わない限り、学級内からいじめをなくすことが難しいと理解すること。
  - ② 関係児童に対する指導では、児童が教育的な配慮を要する場合があるので、保護者にも報告をし、保護者と連携しながら、いじめ対策委員会で指導・支援の方法を決定すること。児童の成長支援という視点に立ち保護者と協働して教育を行っていく必要があるため、いじめに関わった背景についても保護者とよく話し合い、事案ごとに柔軟な対応を模索すること。特別な配慮や支援を要する児童の場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭等の専門的な知見も活用した組織的な対応を継続的に行うこと。
- (10) 組織的ないじめ対応の過程では、いじめの全体像を解明するよう努めること
- ① いじめ事案の対応では、教職員がいじめの全体像や構造を把握し、いじめが発生した学級等の集団内の人間関係全体の改善を目指す必要があること。
  - ② 教職員はいじめの構造に関する基礎知識を持ち、児童間のいじめの本質や全体像を見極めるよう努め、いじめが潜在化・継続化しないようにすること。
- (11) 学校設置者に対し、適時にいじめに関する情報を共有すること
- ① 学校として独善的な判断や時機に遅れた対応にならないように、学校設置者と速やかに情報を共有し、協議を行い、重要な事項を確認しながら進めること。
- (12) いじめ防止法の趣旨を理解していじめの重大事態の認定を行うとともに、学校が調査を行う場合には、事案に応じた調査時期・方法・内容を組織的に決定して調査を行い、調査結果を記録すること
- ① 「いじめの重大事態」の意義を理解して認定を行うこと。
  - ② 学校が具体的な調査を行うか否かは、学校設置者の意見を確認した上で、いじめ対策委員会で決定すること。学校の調査は、調査に当たる教職員らが調査の目

的、時期、方法及び内容について共通認識を持って行い、調査結果は、報告書・聴取録音等の方法で正確に記録すること。

③ 児童に対する面接調査が必要な場合には、できるだけ早期に、スクールカウンセラー等の専門家の援助も得ながら、複数の教職員等によって、児童の気持ちを想像し配慮しながら、落ち着いた環境で実施し、録音等の方法で正確な記録を残すこと。調査方法や内容に照らして必要な場合には、児童の保護者にも、調査の目的等を事前に説明すること。

④ SNSによるいじめが疑われる場合には、児童・保護者に協力を求め、SNSの内容を確認し、その内容を調査結果として保存すること。同時に、その拡散を防ぐ措置を講ずること。

(13) 対象児童・関係児童以外の児童に対するいじめの事実関係の説明やいじめ調査に当たっては、対象児童や関係児童への配慮のほか、説明・調査を受ける児童の心情に配慮すること。保護者に対する説明に当たっては、同様の配慮のもとで、いじめ対策組織の責任者である校長が他の教職員の協力を得て責任をもって行うこと。

① 学校による児童・保護者への説明は、学校に対する信頼が得られる説明方法や説明内容を工夫すること。

② いじめの事実関係の説明やいじめの調査は、児童の精神状態に強い影響を与えるるので、説明や調査の方法・場所・内容等には十分に留意すること。

③ 児童への説明や調査の際には、スクールカウンセラーや養護教諭を特別に待機させたりして、不調を訴えるなどケアが必要となる児童への配慮を行うこと。

④ 学校がいじめの事実関係や状況をどの程度正確に掴んでいるかによって説明の時期・方法・内容は異なるから、対象児童・保護者の状況・心情に配慮して、説明の方法・内容等につき、事前に打ち合わせること。他方で、関係児童にも配慮する必要があるので、特に学校がいじめの事実関係や状況を正確に掴んでいない場合には、今後の調査結果に従って改めて説明をする旨を伝えて、特定の関係児童だけを加害者扱いするような説明は避けること。逆に、いじめの全体像や構造が判明している場合には、説明を工夫し、児童・保護者の協力を得ながら今後行う学級・学年運営について具体的な改善・再発防止策の方針を示すこと。

⑤ 学校による説明の要否、時期・方法・内容等については、学校設置者とも協議を行い、いじめ対策委員会の審議を経て決定すること。

⑥ 憶測や噂による対象児童・保護者等への二次的被害や他の児童の動揺・不安を防ぐために、児童・保護者への説明を行う際には、過去の具体的な事例（SNSで深刻な二次的被害が発生した例等）を示しながら、児童・保護者に対して情報の守秘・管理を求めること。

- (14) いじめの解消判断<sup>5</sup>は、潜在化に注意し、解消基準に従い組織的に行うこと
- ① いじめ解消は、担任や管理職の個人的・主観的な判断によるのではなく、いじめ対策委員会で最新の事実関係を確認した上で、国いじめ防止方針が示す基準に従って、いじめの潜在化にも注意しながら、組織的に判断すること。
  - ② 仮にいじめ解消に至っていると判断できる場合でも、学級内の様子が落ち着いていない場合や、進級やクラス替えなどの将来の状況変化によって再発する場合もあるので、事案に応じて、見守り等を継続したりして、いじめ対策委員会で定期的に状況を確認する対応を検討すること。
  - ③ いじめが解消したと判断できる事案についても、対象児童やその他の児童の心の傷がすぐに癒えるとは限らず、また、学級内の児童間の人間関係が損なわれている場合もあるので、事案に応じて、児童の心のケアや児童間の人間関係の修復等の予後として必要な対応を行うこと。
- (15) いじめ対策委員会では、発生したいじめ事案についての個別対応を逐次検証し、不適切な対応があれば直ちに修正するなど措置を行い、将来のいじめ対応に役立てるために適切なPDCAサイクルを機能させること

## 2 学校の組織的対応の日常的な体制・取組に関する提言

- (1) 学校組織全体として、いじめ防止等を軽視する意識・姿勢を根本的に改め、児童の声を聴き、いじめの被害者に「寄り添う支援」を行い、児童の人権を守る基本姿勢を確立すること
- ① いじめ防止法が求める児童の人権を守るという基本姿勢を理解し、現在の意識・態度を真剣に改めようとしなければ、いじめ防止等に関する組織的な対応は適切に行えないと自覚すること。
  - ② 管理職も含む全教職員が、本件を教訓として、いじめ防止法等について徹底的に読み込み、いじめ防止等の趣旨を適切に理解し、いじめの被害者に「寄り添う支援」を行い、児童の人権を守る姿勢を学び直すこと。
- (2) いじめ防止等に関する具体的な取組を学校経営計画における重点課題とした上で、いじめ防止等を生徒指導の全体計画に位置付けて年間指導計画を作成すること
- ① いじめ防止等に関する具体的な取組について、学校経営計画の重点課題として必ず掲げるとともに、その到達目標につき厳しく検証・評価すること。

---

<sup>5</sup> 本校では、2024年度以降は、いじめ解消につき、①3か月以上いじめがないこと、②被害児童がいじめを感じておらず安心してしていること、③被害児童保護者もいじめを感じておらず安心してしていること、④クラスの他の児童もその当事者間でのいじめがないと認識していること、という4条件で判断するとしている。本校の以前の状況に鑑みれば、解消確認のための児童への聴取について、事案に応じ、児童が安心して話すことができる担任以外の教職員やスクールカウンセラーが行う工夫も求められる。いじめ対策委員会によるいじめの解消判断の審議についても、議事録やケース記録中に記載して記録化し、共有・保存する必要がある。

- ② 本校では公開研究会で各教科等の学習指導についての研究発表を行っているが、生徒指導<sup>6</sup>が有効に機能しなければ、活発な授業にならなかつたり学びが深まらなかつたりする学習指導面の弊害にもつながることを理解して、いじめ防止等の観点からも重層的な生徒指導を学校経営上の課題として取り組むこと。いじめ防止等を生徒指導の全体計画に位置付けて年間指導計画を作成すること。
- ③ 次年度から学校評議員にいじめ問題や児童の人権に精通する外部の専門家を選任することを検討し、全ての学校評議員に対し本調査報告書による提言の熟読を求めた上で、学校経営計画の重点課題とするいじめ防止等に関する具体的な取組につき、適正な学校評価を受けることができる体制を構築すること。
- (3) いじめの早期発見や不登校の対策のため、児童が安心して学校生活を送り、心身の成長をはかれるように教育相談体制を整え、教育相談を生徒指導の年間計画に組み入れること
- ① 学校生活アンケートや個人面談で児童が悩みや不安を表明した場合には、担任だけが抱え込むことなく、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを含めた教育相談チームで共有し、児童には担任以外に相談できる教職員の存在を周知すること。
- ② 教育相談チームは、いじめ対策委員会、生活指導部又は教育相談部内の少人数のチームや校内組織が連携したチームとして対応することが考えられるが、前提として校務分掌の有効性を検証して合理化や機能的な配置を検討すること。
- ③ 教育的な配慮や支援が必要と思われる児童については、専門家の助言も得ながら、保護者との合意形成をはかりつつ、児童の最善の利益を考慮した教育的手立てを講ずること。
- (4) 本校のいじめ防止基本方針を有効性・実現性のある内容として策定し、方針に対する教職員の理解を促進して空文化させることなく実施するとともに、毎年、方針の内容を検証・改善していくこと
- ① 教職員や児童・保護者が一読して内容をよく理解でき、実効的にいじめ防止等が実践できる方針という観点から、学校設置者とも十分に協議し、いじめ対策委員会で本校基本方針の抜本的な改善見直しを改めて行うこと。その際、別紙2の「本校いじめ防止基本方針から想定される事案対応フローの問題点」を参照しながら、具体的ないじめ対応の場面における「いじめ事案発生時の事案対応フロー」を事前にシミュレーションし、本校基本方針が実際の場面で有効に機能する

---

<sup>6</sup> 学習指導はいわゆる教科教育のことをいい、生徒指導は、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在へと自発的・主体的に成長発達する過程を支える教育活動をいう。生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働きとして、学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つ（生徒指導提要による）。

内容であるかにつき、いじめ対策委員会で検討すること。改善見直しに当たっては、児童・保護者や有識者の意見を聴取し、適宜意見を取り入れて本校基本方針を改訂することも検討すること。

- ② 本校基本方針を改訂するに当たっては、いじめ対策委員会を有効に機能させるために本校の校務分掌の重複等を見直したり他の役割との連携を定めたりして、教職員の役割分担の効率化を図ること。
  - ③ 教職員の理解を浸透させる取組を行うこと。例えば、毎年度初めに本校基本方針の全教職員による読み合わせや事例検討を行うなどして方針の理解を深めるとともに、いじめ対策委員会設置の意義を理解する機会をつくること。
  - ④ 本校基本方針については、実際のいじめ防止等の場面、特にいじめ認知やいじめ対応場面での有効性・実現性を毎年定期的に検証・評価する必要がある、検証結果に応じて方針の内容を適宜変更・更新すること（PDCAサイクルの実践）。変更の可否は、いじめ対策委員会で審議・決定し、方針の変更後は全教職員や児童・保護者に対し内容を周知する機会を設けること。
- (5) 本校のいじめ防止基本方針につき、必ず入学時・各年度の開始時期に、児童・保護者に対し、丁寧に説明して周知を図ること
- (6) いじめ対策委員会によるいじめ防止等への組織的対応を行い、本校の組織的対応力を強化すること
- ① 本校基本方針に従って毎週又は2週間に1回、定期的にいじめ対策委員会を開催し、委員会を中心にいじめ防止等に取り組むこと。責任者である校長が出席して委員会を行うように、定期的な開催日は校長の予定に合わせること。
  - ② いじめ対策委員会におけるスクールカウンセラーや養護教諭、スクールソーシャルワーカーの役割を明確化した上で、これら心理・福祉の専門家に積極的に助言を求め、専門的な知見が活用できる実効的ないじめ防止組織とするため、定期的な開催日には、毎回の参加を確保すること。
  - ③ いじめの認知から解消までのプロセスでは組織的な対応が必要となるから、担任等の一人の教職員が抱え込んで対応の可否や解消を判断するのではなく、いじめを発見した教職員が発見の端緒や具体的な状況をいじめ対策委員会に迅速に報告・相談し記録するという基本的かつ初歩的な流れを徹底すること。いじめが現認された場合だけでなく、いじめの見えにくさや児童の話しづらさにも留意し、いじめの疑いがある事象や心身の不調を訴える児童にも注意を払い、個別対応が必要な事案や特別な配慮・支援が必要な児童について取り組むこと。
  - ④ 発生したいじめを記録し教職員間で情報共有することが重要であり、いじめの解消まで責任を持って対応すべきであるから、「いじめ事案報告書」については、いじめの認知後速やかに必要事項を入力するよう注意喚起をした上で、各事案の概要及び進捗状況の把握に責任を持つ管理責任者を置いて対応すること。

- ⑤ いじめ対策委員会では、複数の目で初動の事実確認を丁寧に実施し、事案ごとの見立ての下で事実確認を継続し状況の変化に合わせた対策を検討すること。
  - ⑥ いじめ対策委員会では、報告されたいじめ事案の中から、特に注意して継続的に状況を把握すべき事案（例えば、いじめの程度が大きい事案、いじめの継続や拡大が懸念される事案、教育的な課題を抱える児童が関与している事案、いじめを受けた児童が深く傷ついている事案等）がないかを検討し、教職員全員でこれらの事案の状況と注意点を共有し、校長がリーダーシップを発揮し、委員会として継続的な取組・対策を考えること。
  - ⑦ いじめ対策委員会以外の生活指導部や特別支援委員会等の学校組織でも各々の視点・役割から関与児童への対応・支援を検討し、いじめ対策委員会と情報共有して連携しながら学校全体としての取組を行うこと。
  - ⑧ いじめが発生した場合には、関与児童への指導だけでは不十分なことがあるため、対象児童や関係児童が属する学級集団全体への働きかけを検討すること。
  - ⑨ いじめはどの学校でも発生する可能性がある事象であるから、いじめを学校にとってマイナスの事象とのみ捉えることなく、学級経営・学校経営の問題として、よりよい環境を整える改善の機会と考えて、児童の力を引き出しながら解決の方向性を共に考えること。
- (7) 校長がいじめ防止等の責任者であることを自覚し、副校長の補佐の下で、いじめ防止等に対するリーダーシップを発揮すること
- ① いじめ防止等の責任者である校長は、本件を教訓として、いじめ防止等を本校の学校経営上の最重要課題の一つと捉えて、リーダーシップを発揮し、積極的にいじめ防止等に取り組むこと。
  - ② 副校長は、校長不在の際、校長に代わって対応する必要があるが、その際には校長との間で意思疎通を行い、適宜、校長の指示を受けながら、必ず校長との間で情報共有を行った上で、対応を行うこと。
  - ③ 校長や副校長から担任ほか各教職員に対し学級での困りごとがないか確認するなど、教職員が率先して相談できる同僚として人間関係を構築すること。
  - ④ 学校設置者との関係では、普段からいじめ防止対策のあり方や実務的な対応につき意思疎通を図り、いじめが起こった際には速やかに報告して情報共有を行い、連携して対応策を講じること。
  - ⑤ 校長が週2日しか在校しない状態が、いじめ防止等をはじめとする学校経営計画の到達目標を達成するための障害となっている実態があるとすれば、学校設置者と協議の上で、校長の在校日を増やしたり校長不在時の役割分担を明確にしたりする方策を検討すること。
- (8) 心理・福祉等の専門スタッフを活用し、学校に多様な視点を取り入れて、連携を強化すること

- ① いじめ防止等の様々な場面で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭等の心理・福祉の専門家の知見を活用し、教員を中心とした閉鎖的な集団組織になりがちな学校に多様な視点を取り入れること。特に、スクールカウンセラーについては、学校の職員としての役割やいじめ対策委員会での役割の明確化を図って連携を強化すること。
  - ② 専門家の日常的な構えとしては、児童や保護者からのアプローチを待つだけでなく、例えば、スクールカウンセラーは、普段から学校内を見回するなどして学級内の懸念事項を教職員と共有できる体制を整えるとともに、教職員も専門家からの助言を積極的に受け入れる学校風土を築くこと。
  - ③ 特別な配慮や支援を要する児童の課題は、教職員から専門家に情報共有し、積極的に専門家の意見や助言を求め、当事者に適した解決方法を検討すること。
  - ④ 実際のいじめ対応では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが児童や保護者の考えを聴取し、教職員との仲立ちをすることなどの工夫も検討すること。
- (9) 児童に対するアンケート（学校生活アンケート）を児童が率直に回答しやすい方法で実施して、教職員や保護者との間で必要な情報を共有し、学級経営にも有効に活用すること
- ① いじめ等の事実関係につき児童の率直な回答が得られるように、児童アンケートは児童に分かりやすく回答が得られやすい方法・内容で行い、アンケートに記載されたいじめ等の事実関係は教職員間で適切に情報を共有すること。
  - ② 児童アンケートの結果を客観的に評価・分析し、仮にいじめとは関係なくとも、児童との信頼関係を構築するために、教職員が丁寧に応答すること。また、よりよい学級経営に活かすようにするなど有効に活用すること。
  - ③ 児童アンケートの結果、いじめの事実などの対象児童や関係児童の保護者と共有すべき事実は速やかに共有し、保護者と連携して対応に当たること。
  - ④ 児童アンケートは、その方法（紙面で行うかタブレットで行うか）、形式（記名か無記名か）や内容につき、いじめ対策委員会で継続的な検討の対象とし、必要な変更を加えること。その際、特に高学年の児童に関しては、附属中学校への内部進学選考への影響を気にすることなく回答できる工夫を行うこと。例えば、タブレットを用いて統計的な情報処理を容易に行えるようにしたり、記名と無記名のアンケートを交互に実施して児童の率直な回答を得やすくしている他校の方法などを可能な範囲で参考にすること。
- (10) 児童や保護者が信頼感をもって学校に相談できる関係や相談しやすい環境を整えること
- ① 児童の人権保障といじめ防止等の観点から、児童がいじめられたりトラブルに巻き込まれた際に、児童自らが周囲の大人に援助要請できることも重要である

から、教職員が普段から児童と何でも話しやすい信頼関係を構築し、「自分の話をわかってもらえる、助けてもらえる」という信頼感を得ておくこと。

- ② 児童に対しては、担任等の教科担当の教職員だけでなく、スクールカウンセラーや養護教諭が身近な存在となるように校内での巡回活動を活発にしたり児童との交流の時間を設ける等の工夫をし、児童が相談しやすい体制を作ること。
- ③ 児童から相談があった際には、丁寧に話を聞いた上で具体的な措置や見通しを示すなどして、児童が安心できたり納得できたりする対応が望ましい。仮に、直ちに解決できない問題であったとしても、いじめは許されないことを確認して、教職員が児童に「寄り添う支援」を行い、学校が保護者とも連携した組織的な対応を行うことで児童が安心できる状態を速やかに作ること。
- ④ 児童と保護者の双方に対し、本校や学校設置者による相談窓口のみならず、学校外の相談窓口等も含めた複数のチャンネルを事前に紹介しておき、相談することが附属中学校への内部進学の見学には影響しないことを示し、児童や保護者が何でも安心して相談しやすい環境を整えること。

(11) いじめ防止等のため、教職員に対して実践的な研修を行うこと

- ① 教職員が、児童の多様性を前提とする人権尊重の視点に立った人権教育、発達支持的生徒指導（多様性を認め他者を尊重した相互理解の下で児童が成長発達するための人権教育）や課題未然防止教育（児童主体のいじめ防止の取組）に関する知識を持ち、実践できる研修を行うこと。
- ② 学校設置者とも協議して、いじめ予防、いじめの早期発見、いじめに対する適切な措置や具体的な対応、発達障害（ICD-11やDSM-5-TRでは神経発達症群）や不登校などの教育相談的な領域を含んだ研修機会を設けて、教職員の知識をアップデートしていくこと。
- ③ 教職員に対する研修では、単に講義を聞いたり資料を読んだりして終わりとするのではなく、具体的な事例研究やディスカッションの機会を取り入れ、教職員が自分で考える素材や方法を工夫すること。
- ④ 研修への参加者（管理職等）を通じた伝達形式による研修ではなく、教職員が直接研修に参加し、講師への質問や講師・参加者との意見交換ができる機会を設けること。

(12) 児童及び保護者に対する啓発活動を行い、本校のいじめ防止等への取組に理解を得るとともに、児童にいじめを許さない態度を浸透させ、いじめを受けた児童やいじめを見た児童が教職員や保護者に相談することによっていじめの早期発見につながる環境を作ること

- ① 児童に対する啓発活動として、本校基本方針を含め学校のいじめに対する考え方や姿勢が理解できる授業や学級活動の実施を検討すること。その際、児童がいじめに関して自ら考えることができる学習機会を設けること。

- ② SNS等のインターネットを通じたいじめが起こりやすい現状を踏まえ、児童に対しインターネットやSNSコミュニケーションの特性やリスクを分かり易く伝えるとともに、発達段階や利用状況に応じた実践的な授業を行うこと。
- ③ 上記の授業等を通じて、児童が学校・学級内で不快に感じる行為をされたり見たりしたときは、いじめであるか否かを問わず、躊躇せず担任等の教職員や保護者に相談することができる雰囲気を作り、いじめを許さない態度が浸透していくように教育・指導すること。
- ④ いじめを早期発見し対応するためには、保護者が学校のいじめに対する考え方を理解し、連携できる環境を整えておく必要がある。保護者に対する啓発活動として、(ア)入学時や毎年度の開始時の本校基本方針の説明とともに、(イ)いじめ対策委員会、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活動をはじめとする学校の総合的ないじめ防止等の対策の内容、(ウ)いじめ防止等に関する学校経営計画や生徒指導計画の内容、(エ)児童・保護者が利用できる学内外の各種の相談体制の内容、(オ)インターネットを通じたSNS等によるいじめに関する注意事項、及び(カ)本件いじめ事案に関する検証を踏まえた当委員会からの提言と本校の改善状況につき、他の事項と時間を区分した形式で、学年毎の説明の機会を設けること。
- ⑤ 保護者が、附属中学校への内部進学の見学への影響を気にすることなく、本校に対し、本校基本方針やいじめ対策等につき、率直に意見を述べる機会を設けること。

## 第2節 学校設置者に対する提言（再発防止に向けた対策）

### 1 附属学校で発生したいじめ事案への具体的対応に関する提言

- (1) いじめ事案発生時の附属学校との連携や支援体制を強化すること
  - ① いじめ発生時に速やかな連携や支援を行うため、附属学校に対し、いじめが発生したどの時点で、どのような事項の報告を求めるかにつき、明確かつ具体的に指示しておくこと。指示に合わせる形で、いじめ事案の報告方法や重大事態発生の際のフローにつき、必要な改善を行うこと。
  - ② 報告対象となるいじめが発生した場合には、学校から直ちに報告が行われ、その後の経過も把握できるような協力関係を構築すること。
  - ③ 学校からいじめ発生を報告を受けた場合には、学校に対して指導・支援ができるように、日頃から学校と連携できる仕組みを作っておくこと。
  - ④ いじめ事案発生時の学校の状況を踏まえて、必要に応じ、臨時のスクールカウンセラー派遣等の積極的な支援を行うこと。
- (2) いじめの重大事態時の初期対応の重要性を理解し、学校と協議して事案に応じた役割分担を明確化した上で、指導・助言を行うこと

- ① いじめの重大事態が発生した場合には、直ちに学校との協議を実施し、指導・助言を行って、初期対応の重要性に鑑み迅速に具体的な処置を決定すること。その際、事案毎の特徴を踏まえて、学校設置者の責任の下で、対応に混乱が生じないよう設置者と学校の役割分担を明確化しておくこと。
  - ② いじめの重大事態が発生した場合に、学校主体によるいじめの事実調査を実施する際には、事前に調査の方法や内容、調査の実施時期、調査記録の保存方法等につき学校に対する指導・助言を行い、事案に応じた適切な調査に導くこと。
- (3) いじめの重大事態発生時の第三者調査委員会の始動を迅速に行い、日程や予算にも配慮すること
- ① 迅速な調査を実施するためには遅くとも3か月以内程度で委員会を発足させることが望ましいので、第三者委員会を短期間で発足できる手順を日頃から確認しておくこと。
  - ② 第三者調査委員会の設置の意義と役割を明確にして、学校と協議の上で、児童・保護者に対し設置に至った事情を説明すること。
  - ③ 第三者調査委員会発足時には、設置者が想定する委員会の審議スケジュールや予算等を委員会に事前に示して意見を求め、委員会の日程や予算の面で適切な進行に心掛けること。

## 2 附属学校と連携した日常的な体制・取組に関する提言

- (1) いじめが児童に大きな心の傷を与えることを改めて自覚し、東京学芸大学が附属学校の設置者として、同じ問題を繰り返さないという強い姿勢の下で、いじめ防止等に取り組むこと
- ① 附属学校では、2016年附属高校いじめ事案での反省がわずか10年足らずの期間で風化している実態が今回明らかになったが、今後の改善・再発防止策を有効に実施するために、2016年の反省の原点に立ち返り、本件をも新たな教訓として、いじめ事案への不適切対応を繰り返さないという強い姿勢で臨むこと。
  - ② 本校でのいじめ事案への不適切な対応が発生した一因が、附属学校におけるいじめ防止等への具体的な取組状況に関する学校設置者の無関心な態度にあり、本校基本方針が空文化し、本校内のいじめ防止組織が形骸化していた基本的な不備にさえ気付かなかつたという重大な落ち度を自覚すること。
  - ③ 附属学校運営部ほかいじめ防止等に関わる部署の職員は、いじめ及び生徒指導に関する基礎知識の習得が必須の前提となるから、いじめ防止法、国いじめ防止方針、重大事態調査ガイドライン及び生徒指導提要等を必読すること。
- (2) 学校設置者としての責務や役割を理解し、附属学校運営部の附属学校に対する指導権限を明確化した上で、附属学校と連携して対策に取り組むこと
- ① 学校設置者としての附属学校のいじめ防止等への責務や役割を十分に理解し、

いじめ防止法や国いじめ防止方針等の趣旨を踏まえながら、主体的に附属学校との適切な連携及び指導・支援のあり方の再構築に取り組むこと。

- ② 附属学校との連携では、附属学校運営部の附属学校に対する指導権限を明確化し、その責任の下で実施すること。
  - ③ 各附属学校とも協議の上で、(ア) 附属学校との実質的な連携強化の内容、(イ) 各校におけるいじめ防止等の体制やいじめ対応についての設置者による検証ポイントなどにつき、具体的な実施計画を示して取り組むこと。
  - ④ 人員の配置も含めて、附属学校運営部の体制の強化を検討すること。
- (3) 附属学校はいじめ防止等の取組に関して、学校設置者による継続的な指導・助言を行うこと。特に本校については、当面、学期毎に1回程度の定期的な状況確認及び指導・助言の機会を設けること
- ① いじめ防止等の取組を学校任せにするのではなく、各附属学校の現状を把握し、継続的に必要な指導・助言・支援を行うこと。
  - ② 取組の改善等を指導した場合は、改善の実施状況を定期的にフォローすること。
  - ③ 本校基本方針やいじめ対策委員会の組織的対応の状況について、法令や本校の実情に合致した内容か否かを検証し、設置者の意見を伝えて指導すること。
  - ④ 本校基本方針に基づく実施状況やいじめ対策委員会の開催状況等につき、当面学期毎に1回程度の割合で定期的に確認して状況を把握し、必要に応じて運用の改善等を指導すること。本校の人事体制を前提にすると、他校との人事交流の機会に乏しく定期的な人事異動がない状態にあつて、学校が積極的な改善の姿勢を示したり教職員が自覚を新たにしない限り、いじめ防止等の新しい流れから取り残され、現状が安易に固定化される弊害が生じる可能性があるから、学校設置者として、本校の特徴を自覚し、いじめ防止等の最新の情報を提供したり本校の状況を定期的・継続的に確認する等の機会を通じて不適切な現状が固定化される弊害が生じないようにすること。
  - ⑤ 附属学校運営部に集約された各附属学校はいじめ情報や対策の課題等につき、各校が行っている調査結果等と照らし合わせて分析するなどして、証拠資料に基づく対策を講じていくことも有用な場合があるし、報告があつたいじめ事案をランダムに抽出し、具体的な分析を行って適切な対応が実践されているか検証する方法も有用であるから、指導・助言の方法の工夫を検討すること。
- (4) 附属学校全体について、いじめ防止等の対策や連携を強化すること
- ① いじめ防止等に関する組織的な対策を強化する観点から、大学執行部と附属学校運営部との連携を強化し、附属学校運営部の各附属学校に対する指導権限に基づく責任の所在を明確にして対応すること。
  - ② 設置者防止策通知及び設置者取組通知が2022年時点で本校では意識されず無視される状態だった事実からすると、附属学校間で附属学校運営部との関係性

やいじめ防止等への取組の温度差が存在することが推察される。そこで、他の附属学校において、本件につき他校における無関係の出来事とはしないで、附属学校全体に本件の教訓をあまねく行き渡らせるという基本姿勢で対応すること<sup>7</sup>。

- ③ 附属学校運営部主催で、関係者のプライバシーに配慮した本件いじめ事案の学校対応の問題点に関する研修会を開催するなどして、学校間の温度差をなくし、いじめ問題の重大性に関する認識を附属学校全体共通のものとする。
- ④ 附属学校の教職員に対し、いじめ防止等のための対策に関する事例研修を行うなど、いじめ防止等の資質向上に向けた措置を具体的に計画すること。その際、管理職を通じて研修内容を伝達するのではなく、現場の教職員全員が実際に直接受講できる環境を準備すること。
- ⑤ 附属学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを利用しやすいように勤務日数の増加や増員、法務相談体制について学校が適時に助言を得るための見直しを検討すること<sup>8</sup>。

(5) 附属学校の児童・保護者や教職員が安心して利用できる相談体制を整備すること

- ① 学校設置者の責任で、附属学校の児童、保護者及び教職員がいじめや児童の人権問題に関して積極的に相談できる体制を整備し、周知のための広報や入学時・各年度開始時のガイダンスを行い、相談の実施方法、受付方法や相談担当者の属性等につき分かりやすく示し、安心して利用しやすいものとする。
- ② 相談の秘密保持や相談者のプライバシー保護に配慮した制度設計をすること。
- ③ 学内の相談体制では、当該校の教職員だけが相談員になるのではなく、より専門性・独立性のあるスクールカウンセラー等を相談員に含めて、相談を行うことが附属中学校への内部進学の見直しには影響しないことを事前に明示し、学校の

---

<sup>7</sup> 附属学校運営部は、本件いじめ事案等を踏まえ、各附属学校に対し、2023年7月7日付けで「いじめ防止のための組織的対応の徹底について」の通知を發出し、①いじめ防止基本方針の理解の徹底と「学校いじめ対策委員会」の定期的な開催、②「学校いじめ対策委員会」による確実ないじめの認知と附属学校運営部への速やかな報告、③児童・生徒アンケートの工夫と教職員間での共有、④いじめを許さない指導の徹底、⑤保護者の理解と協力の促進と関係機関との連携、及び⑥「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底の各事項に留意して各学校におけるいじめ防止のための取組について点検等を行うよう指示した。今後の課題は、運営部からの指示事項に関する各附属学校での具体的な実施状況の正確な把握といじめ防止への組織的な取組を風化させない継続的・積極的な働きかけである。

<sup>8</sup> 本校を例にすると、スクールカウンセラーについては、現在の1人週1回程度の勤務日から週2回以上に増やしたり2人に増員することで、児童・教職員が身近で相談しやすく、スクールカウンセラーの見守り等の能動的な活動がしやすい環境を作ること、スクールソーシャルワーカーについては、現在の不規則の勤務を少なくとも週1回の定期勤務にすることで、いじめ対策委員会への常時参加を実現することができる。また、法務相談体制については、附属学校からの相談に現在関与している弁護士の専門分野や相談体制の利用状況を確認した上で、必要に応じて、スクールローヤー（児童生徒の最善の利益を念頭に置きつつ教育や福祉等の視点を取り入れながら各学校に法的な観点から継続的に助言を行うスキルを持つ弁護士）を設ける等の見直しの要否の検討が考えられる。

教職員には相談しにくいと感じる児童及び保護者が安心して相談できる窓口とすること<sup>9</sup>。

- ④ いじめの疑いがある事案の相談があった場合には、相談者の同意の要否を判断した上で、相談窓口から迅速ないじめ防止等につなぐことができる体制を整備しておくこと。
  - ⑤ 準備した相談体制が有効に機能しているか定期的に点検し、利用者の無記名アンケートやモニターを使ったフィードバックを行って、児童・保護者及び教職員の意見を取り入れながら、利用者が安心して相談できる体制を維持すること。
- (6) 今後3年間にわたり、東京学芸大学及び本校につき、本調査委員会委員による年1回の定期的な状況確認及びそれに基づく意見表明の機会を設けること。
- ① 当委員会の業務範囲として、東京学芸大学及び本校につき、「調査委員会が示した再発防止策等に関する事後の取組みについて、調査終了後も、調査委員に対し適時に状況の報告及び意見表明の機会を設けて、その意見を検討し活用する」とあるから、今後3年間にわたり、当委員会委員3人程度による年1回の定期的な状況確認（その前提として東京学芸大学及び本校の本提言の実施状況を全委員に対し書面で報告すること）及びそれに基づく意見表明の機会を設けること。

以上

---

<sup>9</sup> 学校設置者は、2024年5月から、附属学校の児童や保護者が利用できる電話・Webを利用した学外の相談窓口として、外部の専門業者に業務委託する「附属学校相談ほっとライン」を設けた。小学校の児童が相談窓口の趣旨を理解できる相談カードを配布するなど、小学校向けの広報活動は更なる工夫が必要である。

## 調査委員会の委員及び協力者

### 【調査委員会委員】

委員長	弁護士	岩崎政孝
副委員長	学識経験者	片岡洋子
委員	弁護士	志賀野歩人
委員	学識経験者	谷山大三郎
委員	学識経験者	八並光俊
委員	公認心理師	八巻秀

### 【調査委員会運営実務協力者】

弁護士	小林美和
弁護士	和田邦政

### 【調査委員会調査協力者】

弁護士	鈴木真紀
弁護士	高橋郁子

\*委員長と副委員長は、第1回委員会（2024年1月9日）で委員が互選した。

\*八巻委員は、第8回委員会（2024年7月24日）までの審議に参加した。

## 本校いじめ防止基本方針から想定される事案対応フローの問題点

\*本校基本方針の最新版(2024年6月28日改訂)につき当委員会が行った分析による

### 【参考・いじめ認知の4要件】(いじめ防止対策推進法2条1項)

- 1. 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童であること
- 2. AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- 3. AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- 4. 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

### 【いじめ認知の基本的な手順】\*注...流れが確認できるもの → (実線)、流れが確認できないもの --(点線)、☆疑問点

